

## 補助対象経費

経費区分	内容	
事業費	建物費	福井県の伝統工芸品を活用した、建物の内外装材の導入に要する経費
	構築物費	福井県の伝統工芸品を活用した、構築物の内外装材の導入に要する経費
	建物付属設備費	福井県の伝統工芸品を活用した、建物付属設備の内外装材の導入に要する経費
	工具・器具・備品費	福井県の伝統工芸品の技術・技法を活用し、容易に撤去・移動ができない調度品の購入に要する経費
	消耗品費 ※要領別表1の区分2の場合のみ	福井県の伝統工芸品の購入に要する経費 ※高額な美術品の類を除く
	委託料	福井県の伝統工芸品の技術・技法を使用した内外装の加工に要する経費
	その他経費	知事が必要と認める経費

注：補助対象経費の取扱いについて

- (1) 補助対象経費は、補助事業者が補助事業の実施に要する経費のうち、補助対象期間中に発注し、納品、支払いを終えたものに限る。原則として、交付決定日前に発注、契約等を実施したものは、補助対象外。
- (2) 消費税および地方消費税を含む公租公課は補助対象外。
- (3) 原則として、設置や運搬等に係る経費は対象外。
- (4) 書類等の整備、保管の期間は交付要綱に基づき、補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間とする。
- (5) 「補助事業が完了した日」とは、別表1の区分1の事業においては施工（建物の竣工は求めない）および補助事業に係る全ての経費の支払いが完了した日、区分2の事業においては事業計画書の（3）記載の取組みおよび補助事業に係る全ての経費の支払いが完了した日とし、完了後に実績報告書を提出すること。
- (6) 導入する伝統工芸品等（補助対象経費）については、各伝統工芸産地組合等の証明が必要となるため、申請者において事前に確認しておくこと。